

函 福 障

令和 8 年(2026 年) 1 月 9 日

民生常任委員会委員各位

保健福祉部長

函館市手話言語条例の骨子（案）および函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子（案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施結果の公表について

このことについて、パブリックコメント（意見公募）手続の実施により提出された市民等からの意見の概要とその意見に対する市の考え方について下記のとおり公表いたします。

つきましては、委員の皆様へ公表する資料を配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 案件名

- (1) 函館市手話言語条例の骨子（案）
- (2) 函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子（案）

2 意見提出者（団体）数／意見の数

- (1) 個人（メール） 4 人／7 件，法人（メール） 1 社／1 件
- (2) 法人（メール） 1 社／1 件

3 修正の有無

- (1) ， (2) いずれも無

4 公表の時期

令和 8 年（2026 年） 1 月 9 日（金）

5 公表する資料

- (1) 函館市手話言語条例の骨子（案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施結果について
- (2) 函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子（案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施結果について

保健福祉部障がい保健福祉課  
電話 21-3142

(1) 函館市手話言語条例の骨子(案)に対するパブリック  
コメント(意見公募)手続の実施結果について

案件名	函館市手話言語条例の骨子(案)
募集期間	令和7年11月20日(木)から12月19日(金)まで
担当課	保健福祉部 障がい保健福祉課
意見提出者	個人4名(意見7件), 法人1団体(意見1件)

○ 函館市手話言語条例の骨子(案)に対する意見と市の考え方

※ 「意見の概要」については、原文および分割を要約して載せています。

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>目的について、「基本理念の定めについて認識の普及に関し」とありますが、普及活動される方に対しても市として責務の上で取り組むべきでは？</p> <p>将来次世代へ普及や理念を継承し続けるためには、支援活動をされている方々に対して必要な文言と考えられます。市の理念に記載されない場合は、積極的な活動への制限される可能性も考えられ、将来衰退する要因となりえます。</p>	<p>普及活動をされている方は、「手話を必要とする人」に含めており、「3. 基本理念」の中において、手話を必要とする人が手話の使用によって他者との円滑なコミュニケーションを図ることを尊重することを基本に定めています。</p> <p>また、「4. 市の責務」において、市が施策を推進することを定めており、その内容として「7. 手話が言語であるという認識の普及に関する施策の推進」を定め、その中で手話通訳者の確保および養成に関する施策を定めております。</p>

2	<p>一市民としては市民に親しみやすい・理解・協力・共生が出来る豊かで暮らしやすい条例名称がふさわしいと思います。</p>	<p>ご意見については、参考とさせていただきます。</p>
3	<p>手話言語条例の推進に対して市の組織や活動団体・多様な問題点・一般の普及活動についての問い合わせ窓口などは今後どの様に計画される予定ですか？</p>	<p>条例の推進に関しましては、条例を作成した担当課が中心となって推進していくこととなります。</p>
4	<p>条例が制定されたからといって周りが変わってくれるものではありません。制定がスタートです。街中で手話が飛び交っていて、何の気後れや躊躇もなく手話で挨拶ができ、会話ができる街を目指し、この函館に手話が根付く土壌づくりをしていかなければならない。</p> <p>一般の生活の中でどのように手話や聞こえない人と出会い、関係を作っていくのか。</p> <p>子供が成長過程で手話とどう関わり、一時的なものではなく深く浸透させられるのか。</p> <p>どのタイミングで何を習得していくのか、今後の施作の推進に工夫と知識が求められるのだと思う。</p>	<p>今後の施策の推進につきましては、条例施行後、必要に応じて適切に検証しながら進めてまいりたいと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

	<p>施策の計画や進め方の討議には当事者団体および支援団体が関わり、その後も定期的に検討を加える機会を作っていたきたい。そして現在の熱量を持続させていきたい。</p>	
5	<p>手話は美しい魅力的な言語です。言語が違うからと世の中から取り残されることはあってはならない。聞こえない人が自身の言語に胸を張り生き生きと暮らしていけるまちづくりをお願いしたい</p>	<p>骨子（案）の目的のとおり、手話を必要とする全ての人の社会参加の機会が確保され、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現に寄与してまいりたいと考えます。</p>
6	<p>手話言語条例の中に入れることはできませんでしたが、条例がスタートした後も2年に1度くらいの割合で、実施状況について検討し、その結果に基づいて必要な措置をとるようお願いしたい。</p>	<p>今後の施策の推進につきましては、条例施行後、必要に応じ適切に検証しながら進めてまいりたいと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
7	<p>手話言語条例作成にうれしく、そして感謝します。</p> <p>作成後、みなおし、経過説明などの話し合いがされることとおもいます。その話し合いにも、手話関係団体・当事者団体から参加できる事を望みます。継続して関係者が関わることで、</p>	<p>今後の施策の推進につきましては、条例施行後、必要に応じ適切に検証しながら進めてまいりたいと考えます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

	<p>じつようでき ちいき あ かつよう      実用的で、地域に合った活用が      できるとおもいます。</p>	
<p>8</p>	<p>しゅわげんごじょうれい せいてい      手話言語条例の制定には      さんせい      賛成だが、「7. 事業者の      せきむ じぎょうしゃ      責務」については、「事業者      は、基本理念にのっとり、その      じぎょうかつどう      事業活動において、手話が言語      であることを認識して、手話を      ひつよう ひと しゅわ しよう      必要とする人が手話の使用によ      って他者と円滑にコミュニケーション      ションを図ることができるよう      に合理的な配慮をするととも      に、（以下略）」に修正すべ      き。</p> <p>けんとういいんかい ていげんしょ      検討委員会の提言書では、      ごうりてき はいりよ もんごん      「合理的な配慮」の文言があっ      たが、この文言をあえて削除し      なければならぬ強い理由は      みう じ      見受けられない。そもそも事      ぎょうしゃ せきむ めいぶん じょがい      業者の責務は、明文で除外さ      れておらず、提言書でも除外さ      れていないので、雇用する      じゅうぎょういん たい か      従業員に対しても課せられる      せきむ りかい      責務であると理解すべきと      ころ、しょうがいしゃ こよう そくしんとう      障害者の雇用の促進等に      かん ほうりつ しょうわ ねんほうりつ      関する法律（昭和35年法律      だい ごう だい じょう      第123号）第36条の2～4にお      いて事業者が講ずべき措置を      きてい ひかく      規定しているのと比較すると、      げんこうじょうこうあん ごうりてき はいりよ      現行条項案は、合理的な配慮</p>	<p>してき ごうりてき はいりよ      ご指摘の「合理的な配慮」に      つきましては、市の条例で      どりよくぎ む か      努力義務を課すまでもなく、      しょうがい りゆう きべつ      「障害を理由とする差別の      かいしょう すいしん かん ほうりつ      解消の推進に関する法律」      だい じょう すで き む きてい      第8条において、既に義務規定      として存在しており、本条例に      おいてあらた きてい ひつよう      おいて改めて規定する必要が      ないことから、文言を削除して      おります。</p>

	<p> <small>もんごん</small>の文言がないことで、<small>しょうがいしゃ</small>障害者の  <small>こよう</small>雇用の<small>そくしんとう</small>促進等に関する<small>かん</small>法律より  <small>じぎょうしゃ</small>事業者の<small>こう</small>講ずべき<small>そち</small>措置が  <small>こうたい</small>後退しているよう<small>ごかい</small>誤解されかね  <small>しょうがい</small>ないこと、<small>りゆう</small>障害を理由とする  <small>さべつ</small>差別の<small>かいしょう</small>解消の<small>すいしん</small>推進に関する  <small>ほうりつ</small>法律（平成25年法律第65号）  <small>だい</small>第8条で、<small>じぎょうしゃ</small>事業者の<small>ごうりてき</small>合理的  <small>はいりよ</small>配慮の<small>ていきよう</small>提供が<small>ほうてきぎ</small>法的義務化され  <small>しゅし</small>た趣旨への<small>はいりよ</small>配慮が<small>ふじゅうぶん</small>不十分に  <small>おも</small>思われることから、「<small>ごうりてき</small>合理的な  <small>はいりよ</small>配慮」の文言を<small>もんごん</small>復活させるべ  <small>き</small>き。 </p>	
--	---	--

<small>いけんとう</small> 意見等を <small>こうりよ</small> 考慮した <small>けっか</small> 結果の <small>しゅうせいあん</small> 修正案	<small>いけん</small> 意見による <small>しゅうせい</small> 修正はありません。
<small>といあわ</small> お問合せ先 <small>さき</small>	<small>ほけんふくし</small> 保健福祉部 <small>ぶしょう</small> 障がい保健福祉課 <small>ほけんふくしか</small> TEL 0138-21-3142 FAX 0138-27-2770 E-Mail: shougai-jourei@city.hakodate.hokkaido.jp

(2) 函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子(案)  
 に対するパブリックコメント(意見公募) 手続の実施結果  
 について

案件名	函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子(案)
募集期間	令和7年11月20日(木)から12月19日(金)まで
担当課	保健福祉部障がい保健福祉課
意見提出者	法人1団体(意見1件)

○ 函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子(案)に対する意見  
 と市の考え方

※「意見の概要」については、原文を要約して載せています。

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>障がい者コミュニケーション条例の制定には賛成だが、「7. 事業者の責務」については、「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるように合理的な配慮をするとともに、(以下略)」に修正すべき。</p> <p>検討委員会の提言書では、「合理的な配慮」の文言があったが、この文言をあえて削除しなければならない強い理由は見受けられない。そもそも事業者の責務は、明文で除外さ</p>	<p>ご指摘の「合理的な配慮」につきましては、市の条例で努力義務を課すまでもなく、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第8条において、既に義務規定として存在しており、本条例において改めて規定する必要がないことから、文言を削除しております。</p>

<p>       れておらず、<sup>ていげんしょ</sup>提言書でも<sup>じょがい</sup>除外され        れていないので、<sup>こよう</sup>雇用する  <sup>じゅうぎょういん</sup>従業員に<sup>たい</sup>対しても<sup>か</sup>課せられる  <sup>せきむ</sup>責務であると<sup>りかい</sup>理解すべきとこ        ろ、<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者の<sup>こよう</sup>雇用の<sup>そくしんとう</sup>促進等に        関する法律（<sup>しょうわ</sup>昭和35年法律  <sup>だい</sup>第123号）<sup>ごう</sup>第36条の<sup>だい</sup>2～4にお        いて<sup>じぎょうしゃ</sup>事業者が<sup>ごう</sup>講ずべき<sup>そち</sup>措置を  <sup>きてい</sup>規定しているのと<sup>ひかく</sup>比較すると、  <sup>げんこうじょうこうあん</sup>現行条項案は、<sup>ごうりてき</sup>合理的な<sup>はいりよ</sup>配慮  <sup>もんごん</sup>の文言がないことで、<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者の  <sup>こよう</sup>雇用の<sup>そくしんとう</sup>促進等に<sup>かん</sup>関する法律より        も<sup>じぎょうしゃ</sup>事業者の<sup>ごう</sup>講ずべき<sup>そち</sup>措置が  <sup>ごうたい</sup>後退しているよう<sup>ごかい</sup>誤解されかね        ないこと、<sup>しょうがい</sup>障害を<sup>りゆう</sup>理由とする  <sup>さべつ</sup>差別の<sup>かいしょう</sup>解消の<sup>すいしん</sup>推進に<sup>かん</sup>関する  <sup>ほうりつ</sup>法律（<sup>へいせい</sup>平成25年法律<sup>だい</sup>第65号）  <sup>だい</sup>第8条で、<sup>じぎょうしゃ</sup>事業者の<sup>ごうりてき</sup>合理的  <sup>はいりよ</sup>配慮の<sup>ていきょう</sup>提供が<sup>ほうてきぎむか</sup>法的義務化され  <sup>しゅし</sup>た趣旨への<sup>はいりよ</sup>配慮が<sup>ふじゅうぶん</sup>不十分に  <sup>おも</sup>思われることから、「<sup>ごうりてき</sup>合理的な  <sup>はいりよ</sup>配慮」の文言を<sup>もんごん</sup>復活させるべ        き。     </p>	
---	--

<sup>いけんとう</sup> 意見等を <sup>こうりよ</sup> 考慮した <sup>けっか</sup> 結果の <sup>しゅうせいあん</sup> 修正案	<sup>いけん</sup> 意見による <sup>しゅうせい</sup> 修正はありません。
<sup>といあわ</sup> お問合せ先	<sup>ほけんふくし</sup> 保健福祉部 <sup>ぶしょう</sup> 障がい <sup>ほけんふくしか</sup> 保健福祉課 TEL 0138-21-3142 FAX 0138-27-2770 E-Mail: shougai-jourei@city.hakodate.hokkaido.jp